



2018 年全日本カート選手権

2018 年全日本カート選手権 OK 部門第 5 戦、第 6 戦

2018 年全日本カート選手権東地域 FS-125 部門第 3 戦

2018 年東地域地方選手権 FS-125 部門 / FP - 3 東地域第 3 戦

2018 年ジュニアカート選手権 FP-Jr 部門 / FP-JrCadets 部門東地域第 3 戦

特別規則書

主催 (有)茂原ツインサーキット

2018 年全日本カート選手権

2018 年全日本カート選手権 OK 部門第 5 戦、第 6 戦
2018 年全日本カート選手権東地域 FS-125 部門第 3 戦
2018 年東地域地方選手権 FS-125 部門/FP - 3 東地域第 3 戦
2018 年ジュニアカート選手権 FP-Jr 部門/FP-JrCadets 部門東地域第 3 戦

茂原大会 特別規則書

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下、「JAF」という）の公認のもとにF I Aの国際モータースポーツ競技規則/国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則/JAF国内カート競技規則およびその付則、2018年日本カート選手権規定、2018年全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則および本特別規則書ならびに公式通知に従って開催される。

第 1 章 競技会開催に関する事項

第 1 条 競技会名称

2018 年全日本カート選手権 OK 部門第 5 戦、第 6 戦
2018 年 JAF 全日本カート選手権 FS - 125 東地域 第 3 戦
2018 年 JAF 地方カート選手権 FS - 125/FP-3 東地域 第 3 戦
2018 年 JAF ジュニアカート選手権 FP-Jr/FP-JrCadets 東地域第 3 戦

第 2 条 競技の種目、クラス区分と格式

種目：スプリントレース

【国内格式】 全日本選手権 OK 部門 FS - 125 部門

【準国内格式】 地方選手権 FS - 125 部門 FP - 部門

ジュニア選手権 FP - Jr 部門 FP - JrCadets 部門

第 3 条 開催日、開催場所、オーガナイザー

開催日 2018 年 6 月 30 日（土）～7 月 1 日（日）

開催場所 茂原ツインサーキット 東コース
〒297 - 0044 千葉県茂原市台田 6 4 0

オーガナイザー 茂原ツインサーキット（MTC）
TEL 0 4 7 5 - 2 5 - 4 4 3 3
FAX 0 4 7 5 - 2 5 - 4 4 4 2

第 4 条 大会組織委員会および審査委員会

大会名誉総裁	田中 豊彦	大会会長	茂田 郁郎	
組織委員長	茂田 和也	審査委員長	饗庭 喜昭	(JAF 派遣)
組織委員	海老原 祐二	審査委員	久保 智彦	(JAF 派遣)
組織委員	白熊 淳三	審査委員	和田 修	(組織委員会任命)

第 5 条 大会競技役員

競技長	照井 文之	計時委員長	高橋 透	事務局長	海老原 祐二
副競技長	白熊 淳三	副計時委員長	虻川内 誠		
コース委員長	野秋 治久	副計時委員長	新倉 順一郎		
副コース委員長	坂本 忠邦	進行委員長	大櫃 潔		
技術委員長	山崎 勇	管制委員長	安達 良三		
副技術委員長	小久保 薫	医師団長	渡辺 公博		
副技術委員長	好地 喜央	救急委員長	茂手木 孝		

第 6 条 大会事務局

〒297 - 0044
千葉県茂原市台田 6 4 0
(有)茂原ツインサーキット
TEL 0 4 7 5 - 2 5 - 4 4 3 3 FAX 0 4 7 5 - 2 5 - 4 4 4 2

第2章 競技会参加に関する事項

第7条 参加申込について

1) 所定の参加申込用紙に必要事項を記入の上、現金書留（当日消印有効）にて参加料・ピットクルー登録料を添えて、第6条「大会事務局」宛に郵送すること。または大会事務局に直接持参すること。

2) エントリーの受付

競技会開催日2ヶ月前より3週間前まで

4月28（月）～6月16日（土）までとする。

3) エントリーの際に必要なもの

- | |
|---|
| 1) 参加申込書 |
| 2) エントリーフィー |
| 3) 競技会参加に関する誓約書
(ドライバー、ピット要員が20歳未満の場合、参加申込書の誓約、出場承諾書に保護者の署名及び捺印と印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)を必要とする。 |
| 4) 2018年度有効であるJAF エントラント、ドライバーライセンスの写し（コピー）
*競技会当日は、健康自認書を持参すること。 |

第8条 エントリーフィー及びピット登録料

選手権	部門	参加料	登録料	含まれるもの
全日本	OK	51,500	ピットクルー 3,100円/1名 エントラント 1,050円/1名	消費税、ドライバー保険
全日本	FS - 125	43,500		消費税、ドライバー保険、 ドライタイヤ1セット
地方戦	FS - 125	24,000円		消費税、ドライバー保険
	FP - 3	24,000円		消費税、ドライバー保険
ジュニア	FP - Jr	66,000円		ドライバー保険
	FP - JrCadets	63,000円	ドライタイヤ1セット デリバリーエンジン/1基	

*上記に明記する保険とは主催者が付保する保険のことである。

*ドライバー1名に対してピットクルーは最大2名まで登録可能

*ジュニアクラスにはWAKO'S オイル 2CR (500cc) × 1缶 NGK プラグ×1本が付きます。

第9条 保険

- 1) 参加するドライバー及びピットクルーは、主催者の付保する保険とは別に、2018年全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則第2章第11条1を満たす保険に加入していなければならない。

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第10条 使用タイヤ

使用するタイヤは、2018年全日本/ジュニアカート選手権統一規則、第3章第17条10.1) 2018年地方カート選手権統一規則第3章第17条10. の通りとする。

第11条 タイヤディストリビューション

全日本選手/ジュニア選手権

2018年全日本/ジュニアカート選手権統一規則第3章第17条10.5) に基づき、ディストリビューション制とする。

第12条 燃料検査

ガソリン、エンジンオイルは予告なく抜き打ち検査(タンク内の燃料を採取する等)を行う場合がある。この場合エントラントは、必ずその指示に従わなければならない。

燃料に対して不正行為の疑義が生じた場合は、詳細な検査を行う場合がある。その際に発生した検査費用の一切をエントラント(未成年の場合は保護者)が負担するものとする。

第 13 条 エンジン交換

全日本／地方選手権

2018 年全日本／地方カート選手権統一規則第 3 章第 16 条 2 に基づき、交換が認められる。
その際の再登録料は 2,000 円とする。

ジュニア選手権

2018 年ジュニアカート選手権統一規則第 3 章第 16 条 2 に基づき、交換が認められる。
その際の再登録料は 25,000 円とする。

なお、変更(交換)申請は、各ヒート 20 分前までに大会事務局へ提出すること。

第 14 条 ボディワーク

2018 年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則第 3 章 18 条の通りとする。

第 4 章 競技に関する事項

第 15 条 周回コース及び周回数

コース長 1,142m 出走台数 34 台 (決勝進出台数)

周回数

選手権	部門	公式練習	タイムトライアル	予選ヒート	セカンドチャンス	決勝ヒート
全日本	OK	各 10 分間	各 7 分間			
全日本	FS - 125			15 周	8 周	24 周
地方	FS - 125			17 周	8 周	24 周
	FP - 3			17 周	8 周	24 周
ジュニア	FP - Jr			17 周	8 周	20 周
	FP - JrCadets			17 周	8 周	20 周

第 16 条 公式練習

2018 年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則第 4 章 23 条に基づき、各 10 分間の公式練習を行う。

ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コース上で停止した場合も、公式練習に参加したものとみなされる。

第 17 条 タイムトライアル

各部門において参加台数が 24 台以下の場合はグループ分けせず、7 分間のタイムトライアルを行なう。

各部門において参加台数が 24 台以上の場合は 1 グループの出走台数が 24 台を超えず、かつ可能な限り同数となる複数のグループに分けられ、各グループ 7 分間のタイムトライアルを行う。

グループ分けがある場合は 2018 年全日本／地方／ジュニアカート選手権統一規則第 4 章第 24 条 2 に基づき、タイムトライアル出走順を、大会当日の参加確認受付時に抽選により決定し、発表はドライバーズブリーフィング開始時まで公式通知にて行なう。

抽選結果による抗議は一切受け付けない。

第 18 条 スタート方式

各ヒートのスタートは信号機を用いる。

第 19 条 ウェイティンググリッド

各ヒートのウェイティンググリッドはピットロード、ピットアウト (2 コーナー手前) 右側、ウェイティングエリアとする。

第 20 条 エンジン始動ならびに作動

パドックエリア、ウェイティンググリッドならびにオーガナイザーが指定したエリアにおけるエンジン始動および作動については、カートが走行可能な装備等を具備し、リアタイヤが地面に接地した状態 (リアタイヤが常に地面に接触した状態) でのみ認められる。ただし、全日本選手権・地方選手権 FS - 125 部門については、オーガナイザーが指定したウォーミングアップエリアにおいては、リアタイヤが地面に接地しない状態でエンジンの始動・作動が認められる。これに違反した場合、2018 年全日本／地方カート選手権統一規則第 6 章第 38 条 23 に基づき、警告または罰金もしくは相応の罰則が与えられる。

第 21 条 吸排気消音器の脱落について

走行中（公式練習、タイムトライアル、予選ヒート、セカンドチャンスヒート（設定する場合）決勝ヒート）の吸排気消音器の脱落については下記の通りとする。

- (1) 脱落して即座に安全な場所に移動して停止した場合、および徐行にてピット（再車検場）へ移動した場合は、当該ヒート失格とする（公式練習を除く）。
- (2) 脱落して走行し続けた場合はレース失格とする。

第 5 章 その他

第 22 条 消火器携帯の義務

各ドライバーは 2018 年全日本／地方／ジュニア選手権統一規則第 4 章第 30 条 17 の条件を満たす消火器を 1 本以上備えておかなければならない。

公式車検時に封印（マーキング）するため、上記条件の消火器を公式車検時間内に車検場へ持参すること。

第 23 条 自動計測装置

オーガナイザーが用意する自動計測装置取り付けを参加者は拒否出来ず、取り付けを拒否したドライバーの出走は認められない。

オーガナイザーが指定する時刻に発信機配布を受け、公式練習までに指定取り付け場所に装着する事。（指定取り付け場所とは、オーガナイザーが指定する場所）

レース終了後、必ず大会事務局への返却を行う事。

自動計測発信機を装着するホルダーは発信機とともに配布する。

第 24 条 データロガー用トランスミッター

トランスミッター設置場所はフラッグタワー下のガードレールで囲われた場所とし設置する際は公式練習が始まる前までとする。

設置されたトランスミッターが何らかの理由により破損した場合であっても、オーガナイザーは補償せず、弁済責任は一切負わないものとする。 設置、回収は設置者が負うものとする。

第 25 条 ピットエリア

下記の者以外のピットエリアへの進入を禁止する。

■本大会登録ドライバー ■本大会登録ピットクルーならびに登録エントラント

■大会役員 ■その他、審査委員会もしくはオーガナイザーより申請を認められた者（プレス関係者など）

*必ずクレデンシャルならびに大会事務局より配布されるアイテムを装着すること。但し、プレス関係者は、オーガナイザーより配布されるプレス専用の胸ゼッケンを着用すること。

非装着者は如何なる理由があってもピットエリアより排除されるものとする。

第 26 条 ブリーフィング出席義務

本大会に出場するドライバーおよびエントラントは、公式通知に指定された時間のドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

この時のエントラント代理人出席者は認めるが、この代理人が抗議等をおこなう権利はなく、その様な行為をおこなう場合は正規のエントラント代表者の委任状を必要とする。

ブリーフィングに遅刻、欠席した場合は、オーガナイザーが定める再ブリーフィング料を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

*再ブリーフィング料金 10,800円（税込）

第 27 条 賞典

各部門の賞典は決勝ヒート正式結果により、正賞、副賞が授与される。

賞典対象順位は公式通知により示され、賞典の受け渡しは各クラス正式結果発表後とする。

第 28 条 パドック使用について

パドックの割り振りはオーガナイザーに一任されているものとし、一切の抗議は受け付けられないものとする。

第 29 条 車載カメラについて

全日本／地方／ジュニアカート選手権全クラスにおいて、車載カメラの取り付けを禁止する。

第 30 条 競技ナンバーについて

1) 競技ナンバーは前後左右に必備とする。取り付け方及び形状については「JAF 国内カート競技規則」第 9 条 1. および第 28 条による。側方のナンバーは最小高 15cm とする。なお前方にはフロントパネルを装着しなければならない。

2) ナンバープレートの色およびゼッケンナンバーの色は下記の通りとする。

	全日本 OK	全日本 FS - 125	地方戦 FS - 125	地方戦 FP - 3	ジュニア 戦 FP - Jr	ジュニア戦 FP-JrCadets
ナンバープレートの色	黄	黄	白	黄	黄	白
文字の色	黒	黒	黒	黒	黒	黒

3) 全日本選手権／ジュニア選手権

①前後の競技ナンバーは JAF が指定したものを、検査を受ける前に取り付けていなければならない。

②側方の競技ナンバーは、JAF が指定したものを、サイドボックスパネル上の後輪側に、検査を受ける前に取り付けていなければならない。

③競技ナンバーの下地のプレートは各参加者が用意しなければならない。

4) 地方選手権

①前後の競技ナンバーは、エントラントが用意しなければならない、検査を受ける前に取り付けていなければならない。

②側方の競技ナンバーは、エントラントが用意しなければならない、サイドボックスパネル上の後輪側に前後競技ナンバーと同色の下地と指定ナンバーを検査を受ける前に取り付けていなければならない。

第 31 条 施設医療について

救急病院 病院名
長生病院
茂原市本納 2 7 7 7
TEL 0 4 7 5 - 3 4 - 2 1 2 1

第 32 条 指定ガソリンスタンド

販売店名 株式会社 永吉給油所
住 所 茂原市上永吉 5 1 3
T E L 0 4 7 5 - 2 4 - 0 5 2 9

茂原大会

大会期間中の使用燃料

大会期間中の使用燃料は全てのクラスにおいて 2018 年 J A F 全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則第 3 章、20 条 1 項により使用ガソリンを下記の通りに指定する。

(1) 使用する燃料は茂原ツインサーキット手前にある ENEOS のスタンドとする。

住所 茂原市上永吉 5 1 3 上永吉給油所 0 4 7 5 - 2 4 - 0 5 2 9

またはサーキット内にて販売の燃料とする。

この燃料は上記のスタンドより購入販売している燃料である。

(2) 燃料は、添加剤を加えたり性質を変えるような行為をしてはならない。

指定ガソリン分析表 銘柄 ENEOS ヴィーゴ

鉛の検出有無	検出されない	実在ガム 洗浄	5mg/100ml 以下	
硫黄分	0.0001 質量%	蒸留性状	10%留出湿度	70℃以下
ベンゼン	1 容量%以下		50%留出湿度	75~110℃
灯油混入率	4 容量%以下		90%留出湿度	153.0℃
エタノールの混合率	3 容量%以下		終点	220℃
エタノールの検出有無	検出されない		残油量	2.0 容量%以下
酸素分	1.3 質量%以下	銅版腐食 (50℃、3Hr)	1 以下	
色	オレンジ	蒸気圧(リード法 37.8℃)	44~78 KPa	
オクタン価(リサーチ法)	99.5	酸化安定度	480分以上	
密度	0.783 g/cm ³ 以下	MTBE	7 容量%以下	

MTBE とはメチルターシャリーブチルエーテルのことである。

2. 潤滑油

通常市販されている当該年度の CIK-FIA 承認オイルのみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない

3. 燃料検査

- a) 2018 年全日本/地方/ジュニアカート選手権第 3 章第 20 条 3 項により予告無く抜き打ち検査行う場合がある。それにより違反、失格となった場合、検査費用の一切を該当するドライバーが負担しなければならない。
- b) 採取用として各ヒート終了時点で、タンク内に 1ℓ以上残しておかなければならない。
- c) オーガナイザーは各ヒートに使用した潤滑油のサンプルの提出をドライバーに求める場合がある。この場合エントラントは、必ずその指示に従わなければならない。

2018 年全日本カート選手権

2018 年全日本カート選手権 OK 部門第 5 戦、第 6 戦
2018 年全日本カート選手権東地域 FS-125 部門第 3 戦
2018 年東地域地方選手権 FS-125 部門 / FP - 3 東地域第 3 戦
2018 年ジュニアカート選手権 FP-Jr 部門 / FP-JrCadets 部門東地域第 3 戦

ガソリン購入証明書

本大会に使用する燃料は指定の販売店にて購入し購入領収書（レシート）を下記に貼付、公式車検時に車検場に提出してください。

販売店名	株式会社 永吉給油所
住所	茂原市上永吉 5 1 3
電話番号	0 4 7 5 - 2 4 - 0 5 2 9
使用ガソリン	ENEOS ヴィーゴ
営業時間	7 : 30 ~ 18 : 30

またはサーキット内事務所において同販売店のガソリンを販売します。
但し販売価格は多少に違いがあります。（領収書発行）

購入領収貼付

参加クラス

ゼッケン

参加選手名

領収書貼付欄

茂原大会

一般事項

1. データロガー設置場所

データロガー機器は指定された場所以外への設置は認められない。

指定場所はフラッグタワー下ガードレール内側とし設置する場合はコース上にカートが走行していないインターバルの間に設置すること。

設置する場合は係員の確認を取る事とする。

2. パドック内におけるの乗り物の禁止項目

オートバイ、スクーター、キックボード、電動スクーター等のエンジン付車両及び自転車等の使用を安全上の理由により禁止とする。

3. 指定作業エリア

大会期間中、ピット、パドック内において著しく火花の出る作業を行う場合は東パドック内指定場所にて行うものとする。

4. ピット、パドック内での喫煙は禁止される。

5. ガソリンの購入方法

本大会指定のガソリンスタンドにて購入または同一ガソリンをコース内にて販売する。領収書の提示を求めることもあるので紛失しないよう十分注意すること。またコース内で購入する場合は東コース事務所にて購入し領収書は紛失しないよう注意すること。

6. 音量計の設置場所

音量計は開催日 6 月 30 日 (土) を含み最終コーナーより前方右側フェンス外側に設置される。

7. 競技会に使用する機材

参加する選手は競技会に使用する機材の取り付けを拒否することはできない。

(タイム計測機、エンジン回転数計測器等)

茂原大会

保険

1. オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバーは900万円、ピット要員は1名400万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。
2. オーガナイザーの付保保険の内容、保険金の支払方法、保険金額は被保険者1名につき以下の通りとする。

(1) ドライバー保険金額 5,000,000円

(2) ピットクルー保険金額 5,000,000円

A. 死亡保険 事故の日から180日以内に死亡した場合の保険金額全額(普通条件)支払われる。

B. 後遺傷害保険 事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が下記の割合で支払われる。

(1) 終身自由を行うことができない場合 100%

(2) 両方の目が見えなくなった場合 100%

(3) 腕または足(関節より上部)をなくした場合 60%

(4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 80%

(5) ソシャクまたは言語の機能をなくした場合 100%

(6) 片方の目が見えなくなった場合 60%

(7) 鼻をなくした場合 15~30%

(8) 片方の手の親指を無くした場合 20%

(9) 片方の耳が聞こえなくなった場合 30%

(10) 片方の耳をなくした場合 3~15%

(11) 片方の手の人差し指をなくした場合 8%

(12) 足の親指をなくした場合 10%

(13) 親指・人差し指以外の指を一本なくした場合 10%

(14) 親指以外の足の指を一本なくした場合 5%

C. 入院補償金・通院補償金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治癒を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで1日について入院の場合は5,000円、通院の場合は1日2,500円が支払われる。

D. 手術補償金 入院保険金が支払われる場合で事故の日から180日以内のケガの治癒を目的に手術を受けられる時 [入院補償金日額] × [手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率 (10倍・20倍・40倍)]

E. 付添え看護保険金

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態となり、医師が付添えを必要と認めて期間に職業付添者(入院先の病院・診療所と雇用関係にあるものを除く)を雇い入れた時 [入院保険金日額] × 50% × [付添者の雇用日数(但し事故日から180日以内の雇用日が限度)]

F. 支払い日数の限度

(1) 入院保険金の支払いは180日を限度とする。

(2) 通院保険金の支払いは90日を限度とする。

(3) 事故による障害について後遺障害保険金と重ねて支払われる場合はその合算期を支払われる。

(4) 健康保険、労災保険その他の給付には関係なく、保険金は支払われる。

G. 保険金請求についての必要書類

(1) 障害の程度を証明する所定の医師の診断書

(2) 全治した時の医師の治癒証明書 (3) 死亡診断書及び戸籍謄本 (4) 競技長の事故確認書